

## 建設工事等入札参加資格申請における 新型コロナウイルス感染症に伴う納税証明書の取扱いについて

建設工事、建設関連業務及び土木維持管理業務の入札参加資格申請の納税証明書について、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収・納税猶予の特例措置を受けた場合、下記のとおり取扱います。

原則、「静岡県税(法人にあつては法人事業税及び法人県民税、個人にあつては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること」を申請の要件としており、未納がないことを証する納税証明書(静岡県税にあつては、「未納はありません」と記載されているもの、消費税及び地方消費税にあつては、完納していることの証明書[その3、その3の2、その3の3のうちいずれかの様式])の提出を求めています。新型コロナウイルス感染症による影響を理由として、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は、以下の代替書類を提出してください。

### ①静岡県税納税証明書(県内に本店または営業所がある場合)

県財務事務所で交付される**地方税法附則第59条(新型コロナウイルス感染症による特例猶予)に基づく徴収猶予**を受けていることが確認できる納税証明書を提出してください。

また、中間申告分に係る徴収猶予で、地方税法第15条(通常の徴収猶予)と地方税法附則第59条に基づく徴収猶予が併存する場合は、**地方税法第15条及び附則第59条に基づく「徴収猶予の許可通知書」の写し**を納税証明書と併せて提出してください。

### ②消費税及び地方消費税の納税証明書

所管の税務署で交付される**「納税証明書その1(写し可)」**を提出してください。(「納税の猶予許可通知書」は提出不要です。)

申請をお考えの皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願い致します。